

新型コロナウイルス感染症に係る 工事及び業務の対応について ～お知らせ～

令和4年5月
山口県

このことについて、本県においても、いまだに予断を許さない状況にあり、感染状況に応じて対策を講じているところですので、改めて、施工中の現場等では、感染拡大防止措置等について、適切な対策を講じるようお願いします。

なお、これらの感染拡大防止対策の実施に伴い、追加で費用を要する場合の設計変更については、発注者と協議を行ってください。

1 感染拡大防止措置等について

施工中の現場等では、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがい、換気、感染リスクが高まる「居場所の切り替わり」（休憩室・喫煙所・更衣室等）への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じる。

2 一時中止措置等の対応について

新型コロナウイルス感染症の罹患や、感染拡大防止措置に伴って技術者等の確保や、資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工（業務）を継続することが困難となり、一時中止等の希望がある場合は、その理由と期間を付して申し出る。

なお、申し出の内容等を確認した上で、必要があると認められる場合には、契約書に基づく工事の一時中止及び設計図書の変更等を行う。

(参考)

- 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和3年5月12日改訂版）
- 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例
（国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html）
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン
（内閣府HP：<https://corona.go.jp>）
- 山口県の新型コロナウイルス感染症関連情報
（山口県HP：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10000/korona2020/202004240002.html>）